

# 自動車の不正改造

## 国土交通省での取り組み

### ● 不正改造車を排除する運動



国土交通省及び自動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会の協力を得て、道路交通の安全確保、公害防止を図るための対策の一環として、毎年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開する運動です。

本運動は、国民に対して不正改造の防止、不正改造車の排除を呼びかけるために平成2年度から毎年実施しています。

### 重点実施事項

本運動は、「自動車点検整備推進運動」との連携を図りつつ、年間を通じた運動として行いますが、特に「不正改造車排除強化月間」には不正改造についての認知度を高め、不正改造が違法であることを周知することで、車両の安全確保・環境保全を図ることを目的としています。

また、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより国民の安全・安心の確保を確実に実現する事を目的とし、下記の項目を重点事項として啓発活動を行います。

#### 1. 街頭検査の集中実施

二輪車を対象とした街頭検査など、強化月間に街頭検査を全国で177回実施し、違法マフラー等悪質な不正改造車には整備命令を発令し、これに従わないときには車両の使用停止等を含む厳正な処分を行います。

また、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査により、不正改造の抑止・早期発見と指導を行います。

#### 2. 不正改造車の排除のための啓発等

不正改造防止の啓発を目的としたポスター及びチラシのサービスエリアや整備工場等での掲示・配布、運輸支局による自動車整備士養成施設等への出前講座の実施や全国の乗合バス事業者の協力によるバス車両への広報横断幕の掲示等を行い、積極的な不正改造車の排除を呼びかけます。

特に、違法マフラーについては、使用の違法性の啓発を目的としたポスターの掲示、チラシを配布するなど、業界団体と連携を図りながらユーザーに対する啓発を行います。

#### 3. 全国64カ所に「不正改造車・黒煙110番」の設置

引き続き各運輸支局等に相談窓口として「不正改造車・黒煙110番」を設置し、寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーに対して、警告ハガキを送付し、不正改造の改修及びその結果の報告を求めます。